平成２８年（フ）第４２３号
神奈川県厚木市旭町２丁目８番８号　グリーンコーポ103
債務者　脇村　辰美
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２８年（フ）第４３４号
神奈川県秦野市南矢名４丁目22番30号　コーポエム　206号、前住所神奈川県秦野市菩提343番地の10
債務者　熊谷　野子
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２８年（フ）第９９号
山口県下関市武久町１丁目47番３号
債務者　**藤**田美環子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
山口地方裁判所下関支部破産係
平成２８年（フ）第３１５号
熊本市北区楡木２丁目10番６号　後藤荘Ｂ棟201号
債務者　岡島　朋博
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２８年（フ）第４０４号
神奈川県平塚市岡崎5454番地の５　グリーングラス101号
債務者　大和田香緒里
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２８年（フ）第２４５号
沖縄県浦添市安波茶３丁目４番６－301号　宮城荘
債務者　喜納　雄次
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２８年（フ）第４２１号
神奈川県秦野市菩提223番地の１　ドミールソレイユ　105号
債務者　栗原　正洋
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２８年（フ）第４２２号
神奈川県秦野市菩提223番地の１　ドミールソレイユ　105号
債務者　栗原　一美
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２８年（フ）第９７号
広島県福山市光南町２丁目３番14―102号
債務者　竹村　幹男
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２８年（フ）第９８号
広島県福山市光南町２丁目３番14―102号
債務者　竹村ミサ子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２８年（フ）第１０６号
広島県福山市引野町南１丁目33番２－307号
債務者　森田由美子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２８年（フ）第１１４号
広島県福山市駅家町大字万能倉1290番地１
債務者　藤井　一美
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２８年（フ）第１１９号
広島県福山市多治米町２丁目11番14号　ファミール多治米Ｂ102
債務者　川原　京子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２８年（フ）第１２０号
広島県福山市草戸町４丁目10番13―202号
債務者　川原　恵子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２８年（フ）第１２１号
広島県福山市瀬戸町大字地頭分400番地３－20
債務者　川原　　葵
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２８年（フ）第１５４号
青森県むつ市文京町７番35号　前川原アパートＢ号
債務者　畠中　祥平
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２８年（フ）第４２号
青森県つがる市木造菰槌千代森45番地２
債務者　木村奈都美
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係